

社長のためのお勉強

令和3年1月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

2021年度税制改正大綱

政府は、先月 21 日に 2021 年度の税制改正大綱を閣議決定しました。
今年度の改正は、企業のデジタル化及びカーボンニュートラルに向けた投資促進と、中小企業の M&A 促進など小粒な改正内容となっています。

主な改正項目は次のとおりです。（一部抜粋）

◆所得税

- ・住宅ローン控除の特例の延長等
- ・退職所得課税の適正化 等

◆法人税

- ・産業競争力強化に係る措置の創設及び見直し
デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設
カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設
研究開発税制、賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し 等
- ・株式対価 M&A を促進するための措置の創設
- ・中小企業の支援
中小企業向け投資促進税制等の延長
所得拡大促進税制の見直し
中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

◆資産税

- ・住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の拡充
- ・教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し
- ・土地に係る固定資産税等の負担調整措置

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください